

日本透析医学会賞（木本賞）・奨励賞選考内規

1. 日本透析医学会（以下「本学会」という）の official journal および内外の学術雑誌に掲載された透析医学に関する本学会会員の優秀な基礎的ならびに臨床的研究の原著論文に対して日本透析医学会賞を与える。
2. 優秀論文数は、原則として学会賞・奨励賞合わせて年間3編以内とする。
学会賞の少なくとも1編は本学会の official journal に投稿された論文より選出する。
3. 優秀論文の選考は、本学会学術委員会（以下「学術委員会」という）が行う。
4. 前年の本学会の official journal に掲載された論文を対象とし、学術委員会はこれらの論文の中から候補論文10編を選ぶ。投票はこの10編を対象として行われる。
5. 評議員は1人2票（1位及び2位）の投票権を有し定められた日までに別に定めた方式により記名投票を行う。
ただし、論文著者（共著も含む）および筆頭著者と同じ所属施設の評議員はそれに投票することはできない。
6. 投票締め切り後、原則として2週間以内に学術委員会にて開票し、得票数を委員会にて公開する。
7. 上記5, 6, の内規とは別に学術委員会は本学会会員から自薦・他薦により応募論文を公募し、独自に選考対象論文に加えることができる。
公募論文には2名の評議員の推薦状と推薦理由書を添付する。ただし、論文の著者（共著者も含む）および筆頭著者と同じ所属施設の評議員は推薦者となれない。
尚、推薦は1人1編のみとする。
8. 学術委員会は第4項から第6項による評議員の投票結果10編と前項の公募論文を対象として日本透析医学会賞を決定する。学会賞の少なくとも1編は本学会の official journal に投稿された論文より選出する。
また、奨励賞は学会賞該当論文を除く論文より決定する。
9. 本学会学術集会において優秀論文の著者を表彰する。学会賞には賞状、副賞30万円、奨励賞には、賞状、副賞15万円を贈る。
10. 学術委員会の選考経過については公表しない。
11. 本内規に疑義が生じた場合は、学術委員会において決定する。
12. この内規の改正には理事会の承認を必要とする。
13. この内規は昭和63年1月16日から施行する。

一部改正	平成3年7月12日	第2, 第5, 第10
一部改正	平成5年7月16日	改称：学術委員会
一部改正	平成11年6月26日	第1, 第5, 第6, 第7, 第8, 第9
一部改正	平成26年5月2日	第1, 第2, 第4, 第5, 第6, 第7, 第8, 第9, 第10, 第11, 第12, 第13

附則 この内規は、平成24年9月3日から施行する。

附則 この内規は、平成26年5月23日から施行する。

附則 この内規は、令和5年6月15日から施行する。